

旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年智頭町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第 3 条 町長は、<u>法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、旧塩屋出店等に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u> <u>（1）旧塩屋出店等の施設設備の維持管理に関する業務</u> <u>（2）前号に掲げるもののほか、旧塩屋出店等の管理に関する業務のうち、町長のみの特権に属する事務を除くもの</u></p> <p><u>（指定管理者の管理の期間）</u> 第 4 条 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、前条に規定する町長の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>（開館時間及び休館日）</u> 第 5 条 <u>旧塩屋出店等の開館は、午前10時、閉館は午後5時とする。ただし、指定管理者は、あらかじめ</u></p>	<p><u>（管理）</u> 第 3 条 町長は、<u>旧塩屋出店等の管理を必要に応じて住民組織に管理を委託することができる。</u></p>

め町長の承認を得て変更することができる。

2 旧塩屋出店等の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）

(2) 1月1日から同月2日まで及び12月28日から31日まで

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずあらかじめ町長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第6条 旧塩屋出店等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 旧塩屋出店等の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う

(使用の許可)

第4条 会議等を目的に施設を使用する者は、管理者（管理が委託されているときは管理受託者）の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可を与える場合において、施設の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

おそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、旧塩屋出店等の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限等)

第7条 旧塩屋出店等においては、次の行為をしてはならない。

(1) 旧塩屋出店等の施設、設備、展示品等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙、火気の無断使用、又は飲食すること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、旧塩屋出店等の管理上支障があると認められる行為

2 指定管理者は、前項の規定に違

(利用の制限等)

第5条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公共の秩序若しくは風俗をみだし又は公共を害するおそれがあると認められる場合

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、管理上支障がある行為をし、又はその恐れがあると認めるとき。

(行為の制限等)

第6条 旧塩屋出店においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設、設備、展示品等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為

(2) 指定された場所以外での喫煙又は火気の無断使用

(3) 爆発若しくは引火性のある物品又は悪臭のするものの携行

(4) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人の迷惑となると認めるとき。

反し、又はそのおそれのある者に対しては、旧塩屋出店等への入館を拒み、又は旧塩屋出店等からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、旧塩屋出店等の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取り消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、旧塩屋出店等の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(損害賠償)

第7条 旧塩屋出店等の施設、設備若しくは展示品等を毀損し、又は滅失した者は、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなけれ

(委任) <u>第10条</u> 略	<u>ばならない。</u> (委任) <u>第8条</u> 略
-----------------------	---------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。